

令和6年度 船橋市環境基本計画 個別施策の取組結果及び令和7年度の目標一覧

施策の柱	基本 施策 番号	基本施策	施策	個別 施策番 号	個別施策	具体的な内容	令和6年度の目標	令和6年度 施策の実施、進捗状況	令和6年度 施策の評価 (a～d)	評価に対するコメント	施策展開上の課題	令和7年度の目標	令和5年度 進捗評価 (a～d)	令和5年度 環境状態評価 (基本施策毎) (S～E)	施策担当課
持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり	1	地球温暖化対策の総合的な推進	地球温暖化防止に向けた意識の向上	9	家庭における温室効果ガスの排出量の見える化の推進	エコノート普及事業の促進等	ホームページやイベント等の機会をもって周知を図る。	令和6年度については、市民向けの出前講座や環境フェア等のイベント参加時などに配布を行った。また、市が事務局を務めるふなエコの進めるアクションプランの一つとして、市民向けの出前授業時に周知に努めた。	c	地球温暖化問題に係るアンケート調査(令和5年度実施)においては実践率30.2%(実行している+概ね)となっており、取組の中でも実践率が低い。	地球温暖化問題に係るアンケート調査(令和5年度実施)においては実践率30.2%(実行している+概ね)となっており、取組の中でも実践率が低い。	ホームページやイベント等の機会をもって周知を図る。	c	C	環境政策課
持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり	1	地球温暖化対策の総合的な推進	気候変動への適応	21	河川の治水対策の推進	大雨時における治水安全度を向上させるため、河道を拡幅して流下能力を増強するための河川改修等を行う。	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=80m	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長:L=0m	c	工事不調により、河川改修工事が未実施であるが、用地買収が進んでいるためC評価とした。	河道拡幅のための用地買収については、丁寧な説明を行い土地所有者からの理解を得ることが必要である。	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=166m	b	C	下水道河川計画課
持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり	2	省エネルギーの推進	省エネルギー型の建築物の普及推進	31	省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置	一定の省エネ改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額する。	申告に基づき、事務を適正に行う。	申告書受理数 5 減額適用件数 5	c	申告書を速やかに審査し、適正に減額措置した。	所有者が、資金、周辺環境、家屋の現状等を考慮し、省エネ改修工事の実施可否を判断する。申告書を受領した場合、市は所有者(申告者)に対して、適正かつ迅速に事務を行わなければならない。	引き続き、ホームページ等により情報提供を行うと共に、申告に基づき、適正に事務を行う。	b	C	資産税課
持続可能な地球を未来へつなぐ社会づくり	3	創エネルギーの推進	温室効果ガスの排出量の少ないエネルギーへの転換	50	バイオマス燃料や燃料電池などの導入・利用促進に向けた調査・研究	関係機関と連携し、剪定枝の再資源化について検討する。	現状では実現が難しい状況ではある	現状では実現が難しい状況である。	d	具体的な進展が見られない	梨剪定枝を再資源化するには設備等に係るコストや手続き等の課題が多く実現に至らない	現状では実現が難しい状況ではある	d	C	農水産課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	4	親しみやすい水辺の創出	身近な水辺の維持・管理、利用推進	54	水辺環境整備の推進	UR都市機構より寄付予定の調整池の整備	URからの移管事務を完了し、事業課が事業に着手できる段階まで協議を進めていく。	公園緑地課と生涯スポーツ課を事業課に選定し、生涯スポーツ課がグラウンド用地をプレオープンして市民へ開放している。公園緑地課とは今後の利用について協議中である。	c	やや遅延している。	公園緑地課を含めた他課と今後の整備方針について協議中である。	公園緑地課を含めた他課と整備方針に係る協議を完了し、事業課が事業に着手できる段階まで協議を進めていく。	c	B	下水道河川管理課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	4	親しみやすい水辺の創出	身近な水辺の維持・管理、利用推進	54	水辺環境整備の推進	多自然川づくりの考え方を取り入れた整備を進めている河川等については、散策路の整備や人が水辺に近づきやすい河岸の法面整備など親水性にも配慮した整備を進める。	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=80m	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=0m	c	工事不調により、河川改修工事が未実施であるが、用地買収は進んでいるためC評価とした。	多自然川づくりは、人の手を入れない自然な川づくりを行っている。そのため、雑草の繁茂等維持管理上における利用者の理解と保全のための意識向上を図る必要がある。	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=166m	b	B	河川整備課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	5	まちの緑の育成	公園、緑地の整備	62	市民の森の整備推進	樹林地のなかで機能の評価が高く、住宅地等に隣接するものを市民の森として借地・整備する。	樹林地の管理に関する相談等の機会を捉え、樹林地の地権者への制度の周知を図る。	機能の評価の高い樹林地を市民の森とすることについて検討したほか、樹林地の管理に関する機会を捉えて地権者に市民の森の制度について案内を行った。	c	市民の森の新規整備に向けた具体的な進捗はなかったためC評価とした。	樹林地の機能評価が課題である。	樹林地の管理に関する相談等の機会を捉え、樹林地の地権者への制度の周知を図る。	c	B	公園緑地課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	5	まちの緑の育成	公園、緑地の整備	65	立体都市公園制度の活用による人工地盤上部の公園利用	市街地の限られた用地を立体的に活用する。	立体都市公園の制度について研究し、具体的な活用を検討する。	立体都市公園の活用について検討を行った。	c	立体都市公園の活用に向けた具体的な進捗はなかったためC評価とした。	対象となる施設の選定が課題である。	立体都市公園の制度について研究し、具体的な活用を検討する。	c	B	公園緑地課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	6	多様な生態系の保全	農地の保全	89	遊休農地のふるさと農園や学童農園などへの活用	条件・状況を鑑み、ふるさと農園として利用する。また市による借り上げを通し学童農園として利用する。	ふるさと農園・学童農園以外の農地の活用方法についても幅広く検討する。	ふるさと農園は3園の閉園が決定し、7園となる。学童農園については小学校2、中学校1の計3校で引き続き実施した。	c	相続等の理由によりふるさと農園の継続が困難になり3園閉園することになった。	ふるさと農園以外に市民農園など民間主体事業も積極的に推進する必要がある。	ふるさと農園・学童農園以外の農地の活用方法についても幅広く検討する。	c	D	農水産課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	6	多様な生態系の保全	農地の保全	91	営農組織や認定農業者の育成	安定した経営基盤を有する認定農業者の育成を支援する。	引き続き、船橋市農業振興計画にもとづき、認定農業者の取得支援及び育成支援を行う。	認定農業者の取得の支援及び、経営改善計画の策定や実施に対して、助言を行った。	c	農家の高齢化により、期日満了に伴う更新希望者が減少し、全体として認定農業者数が減少傾向にある。	農家の高齢化が進んでいる中で、家族協定による後継者との共同申請を推進していくことが必要。	引き続き、船橋市農業振興計画にもとづき、認定農業者の取得支援及び育成支援を行う。	c	D	農水産課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	6	多様な生態系の保全	農地の保全	92	農地の保全や農業振興に関する情報提供	関係部署と連携しながら、今後の法律・税制改正の動向等を踏まえ、市内の農地保全に取り組む。	耕作放棄地発生を防ぐため、休耕状態の時点で、自作以外の農地の活用を推奨し、支援等を行う。	耕作放棄地再生を行ってまで活用(貸借)する農業者がいなかった。(通常の農地貸借の事例はあった)	d	「耕作放棄」の状態にまで陥ってしまうと、耕作可能な状態にまでに復元するには作業量が多いため、休耕状態時点での農地貸借につなげる必要がある。	「耕作放棄」の状態にまで陥ってしまうと、耕作可能な状態にまでに復元することが困難であること。	これ以上の耕作放棄地発生を防ぐため、休耕状態の時点で、農地の貸借等を推奨し、支援等を行う。	d	D	農水産課

令和6年度 船橋市環境基本計画 個別施策の取組結果及び令和7年度の目標一覧

施策の柱	基本 施策 番号	基本施策	施策	個別 施策番 号	個別施策	具体的な内容	令和6年度の目標	令和6年度 施策の実施、進捗状況	令和6年度 施策の評価 (a～d)	評価に対するコメント	施策展開上の課題	令和7年度の目標	令和5年度 進捗評価 (a～d)	令和5年度 環境状態評価 (基本施策毎) (S～E)	施策担当課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	6	多様な生態系の保全	動植物の生息環境の確保	99	生物多様性への配慮を促すための指針(チェックリスト)の検討	土地利用の変化を起こす工事において、自主的な生物多様性への配慮を促すための指針(チェックリスト)を他市町村の指針を参考に作成する。	地域ごとの特性に適した配慮指針を見据え、市域の生態系ネットワークマップの作成する。	地域ごとの特性に適した配慮指針を見据え、市域の生態系ネットワークマップの整理を行うため、自然環境調査を行った。	c	生態系ネットワークマップの作成には至らなかったため、左記の評価とした。	手続き面・チェックリストの内容面、双方からの検討が必要である。	地域ごとの特性に適した配慮指針を見据え、市域の生態系ネットワークマップの作成する。	b	D	環境政策課
大切な自然を育み、自然とふれあうまちづくり	7	自然の恵みの持続的な活用	水と緑のネットワークの活用	106	自然とふれあえる場としての市民の森の利用推進	市内の樹林地の中で機能の評価が高く、住宅地等に隣接するものを市民の森として借地・整備し、地域の憩いの場として開放する。	樹林地の管理に関する相談等の機会を捉え、樹林地の地権者への制度の周知を図る。	機能の評価の高い樹林地を市民の森とすることについて検討したほか、樹林地の管理に関する機会を捉えて地権者に市民の森の制度について案内を行った。	c	市民の森の新規整備に向けた具体的な進捗はなかったためC評価とした。	住宅地に隣接する樹林地が民間開発される事例がある。	樹林地の管理に関する相談等の機会を捉え、樹林地の地権者への制度の周知を図る。	c	C	公園緑地課
資源を無駄なく循環させる社会づくり	8	循環型社会の推進	資源化の推進	130	事業者等に対する事業系一般廃棄物の資源化の取組の指導	・事業者の資源化に対する意識向上のため具体的な事例やメリットなどを記載したパンフレットを作成し、その配布や情報提供のメール送信、SNS等を用いた情報発信などにより啓発を行う。 ・市内外の資源化施設の情報を整理し、情報提供のメール送信、SNS等を用いた情報発信などにより事業者へ案内を行う。	・事業系廃棄物の適正処理及び減量について、パンフレットや市ホームページ、ふなばし情報メールやSNS等を活用し、事業者に対し周知啓発を行う。 ・保健所衛生指導課が開催している講習会に参加し、飲食店等に対して周知啓発を行う。 ・市内関係課と連携し、事業者へパンフレットの配布等を行う。 ・市内外事業者へのヒアリングを行い、再資源化の情報を収集。事業者より再資源化の情報提供依頼があった際は、提示できるように進める。	事業系廃棄物の適正処理及び減量・資源化に関するパンフレットを市ホームページやSNS、ふなばし情報メールで情報発信すると共に、パトロールでの指導時や事業用大規模建築物への立入にて配布した。保健所にて開催された食品営業許可新規講習会及び食品衛生責任者実務講習会の全て(延べ20回)に参加し、パンフレットを配布して廃棄物の適正処理及び減量について指導を行った。小規模修繕業者の来庁がある契約課窓口にてパンフレットの配架を行った。再資源化施設については、情報把握に努めたが整理しきれなかった。	c	今後も事業者に対し事業系一般廃棄物の資源化活動の普及啓発と資源化施設の情報収集・整理を行う。	特になし	・事業系廃棄物の適正処理及び減量について、パンフレットや市ホームページ、ふなばし情報メールやSNS等を活用し、事業者に対し周知啓発を行う。 ・保健所衛生指導課が開催している講習会に参加し、飲食店等に対して周知啓発を行う。 ・市内外事業者へのヒアリングを行い、再資源化の情報を収集。事業者より再資源化の情報提供依頼があった際は、提示できるように進める。	c	C	廃棄物指導課
資源を無駄なく循環させる社会づくり	8	循環型社会の推進	資源化の推進	132	事業系食品廃棄物等の資源化推進	・飲食店や小売店で消費期限切れで廃棄される食品や食べ残しなどは、焼却処分ではなく飼料や肥料・燃料として資源化されるよう啓発を行う。 ・食品廃棄物の資源化に向け、他廃棄物との分別の重要性や水切りなど減量への具体的取組を事業者へ紹介していく。 ・食品ロス削減対策と並行して事業系食品廃棄物の資源化を推進していくことで、事業系廃棄物の減量につなげていく。	・事業系廃棄物の適正処理及び減量について、パンフレットや市ホームページ、ふなばし情報メールやSNS等を活用し、事業者に対し周知啓発を行う。 ・保健所衛生指導課が開催している講習会に参加し、飲食店等に対して周知啓発を行う。 ・市内関係課と連携し、事業者へパンフレットの配布等を行う。 ・市内外事業者へのヒアリングを行い、再資源化の情報を収集。事業者より再資源化の情報提供依頼があった際は、提示できるように進める。	事業系廃棄物の適正処理及び減量・資源化に関するパンフレットを市ホームページやSNS、ふなばし情報メールで情報発信すると共に、パトロールでの指導時や事業用大規模建築物への立入にて配布した。保健所にて開催された食品営業許可新規講習会及び食品衛生責任者実務講習会の全て(延べ20回)に参加し、パンフレットを配布して廃棄物の適正処理及び減量について指導を行った。小規模修繕業者の来庁がある契約課窓口にてパンフレットの配架を行った。再資源化施設については、情報把握に努めたが整理しきれなかった。	c	今後も事業者に対し事業系食品廃棄物の資源化活動の普及啓発と資源化施設の情報収集・整理を行う。	特になし	・事業系廃棄物の適正処理及び減量について、パンフレットや市ホームページ、ふなばし情報メールやSNS等を活用し、事業者に対し周知啓発を行う。 ・保健所衛生指導課が開催している講習会に参加し、飲食店等に対して周知啓発を行う。 ・市内関係課と連携し、事業者へパンフレットの配布等を行う。 ・市内外事業者へのヒアリングを行い、再資源化の情報を収集。事業者より再資源化の情報提供依頼があった際は、提示できるように進める。	c	C	廃棄物指導課
資源を無駄なく循環させる社会づくり	8	循環型社会の推進	廃プラスチック対策の推進	138	ポイ捨て防止の徹底によるまちの美化推進	・JR船橋駅・西船橋駅・津田沼駅北口地区を「路上喫煙及びポイ捨て防止条例」の重点区域に指定し、勧告に従わない違反者から過料を徴収するほか、巡視員によるパトロール、路上喫煙及びポイ捨て防止を警告する案内表示などを設置する。 ・地域と連携したキャンペーン・パトロールを実施する。 ・駅前等の清掃美化を目的とした「駅前等清掃業務委託」を実施する。	パトロール等の啓発活動を継続しつつ、様々な媒体や機会を活用して「船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例」の周知を図る。(駅前等清掃業務委託での回収ごみ量:22,600kg、路上喫煙及びポイ捨て防止条例違反件数:660件)	「路上喫煙、ポイ捨て等防止重点区域」を中心に市内全域で生活環境巡視員6名によるパトロールを実施し、違反件数は1,002件あった。駅前等の清掃美化を目的とした「駅前等清掃業務委託」を実施し、回収ごみの量は15か所で24,560kgであった。	c	目標値を大きく超えてしまったため、評価をcとした。	一向に減らないため、路上喫煙やポイ捨て条例の周知啓発を図る必要がある。	パトロール等の啓発活動を継続しつつ、様々な媒体や機会を活用して「船橋市路上喫煙及びポイ捨て防止条例」の周知を図る。(駅前等清掃業務委託での回収ごみ量:21,400kg、路上喫煙及びポイ捨て防止条例違反件数:600件)	b	C	クリーン推進課
健全で快適に暮らせるまちづくり	10	良好な大気の保全	自動車交通需要の抑制	156	適切な駐輪場運営の促進(駐輪場の確保・増設など)	令和2年度に船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画の中間見直しを行い、見直し結果を踏まえた整備を推進する。	東船橋駅第1駐輪場において、令和6年度中に、機械式駐輪機を導入する。	東船橋駅第9駐輪場の一部閉鎖に伴い、当初想定していた状況から変わってしまったことから、再度機械化について検討をした結果、今年度の機械化は見送ることとした。	c	東船橋駅第1の機械式駐輪機導入を見送ったため評価をCとした。	既存駐輪場について契約更新ができない場合に、適地の確保が困難となっている。	(仮称)東船橋駅第11自転車等駐輪場を令和7年度中に供用開始する。	b	C	都市整備課

令和6年度 船橋市環境基本計画 個別施策の取組結果及び令和7年度の目標一覧

施策の柱	基本 施策 番号	基本施策	施策	個別 施策番 号	個別施策	具体的な内容	令和6年度の目標	令和6年度 施策の実施、進捗状況	令和6年度 施策の評価 (a～d)	評価に対するコメント	施策展開上の課題	令和7年度の目標	令和5年度 進捗評価 (a～d)	令和5年度 環境状態評価 (基本施策毎) (S～E)	施策担当課
健全で快適に暮らせるまちづくり	11	健全な水環境の保全	流域の水環境への負荷低減	169	多自然川づくりの推進(※具体的な施策は基本施策6の施策①を参照)	河川整備にあたっては、多自然川づくりを考え方に基づいた整備を行う。	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=80m	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=0m	c	工事不調により、河川改修工事が未実施であるが、用地買収が進んでいるためC評価とした。	多自然川づくりは人の手を入れない自然な川づくりを行っている。そのため、雑草の繁茂等維持管理上における利用者の理解と保全のための意識工場を図る必要がある。	駒込川改修事業の用地買収 駒込川改修延長L=166m	b	D	下水道河川計画課
健全で快適に暮らせるまちづくり	11	健全な水環境の保全	良質な地下水の確保	180	市街地における雨水浸透施設(歩道の透水性舗装など)の整備	歩道等に透水性舗装を整備する。	透水性舗装面積 4,300m ²	透水性舗装面積 1,698m ²	c	整備目標は達成できなかったが、対策可能個所を順次整備した。	整備済み個所の増加による対策可能個所の減少。	透水性舗装面積 4,300m ²	c	D	道路維持課
健全で快適に暮らせるまちづくり	11	健全な水環境の保全	良質な地下水の確保	184	雨水利用設備を使用した雨水の有効利用	雨どい取付型雨水貯留タンク及び浄化槽転用雨水貯留施設の設置に関する補助制度を周知し、これらの設置を促進する。	補助制度の普及啓発を行い、雨どい取付型雨水貯留タンク12基、浄化槽転用雨水貯留施設1基の設置数を目標とする。	補助制度の利用により、雨どい取付型雨水貯留タンク9基を設置。(1月末現在)	c	目標数をやや下回っている。	各種イベントに積極的に参加しPRしているが、対象者の設置行動に(下水道接続時以外)なかなか結びつかない。	補助制度の普及啓発を行い、雨どい取付型雨水貯留タンク12基、浄化槽転用雨水貯留施設1基の設置数を目標とする。	b	D	下水道河川管理課
健全で快適に暮らせるまちづくり	12	快適な生活環境の保全	良好な景観形成の推進	204	景観資源の保全や有効利用に向けた市民・事業者の理解促進	平成28年度より景観の学習として小学生を対象とした「まちなみデザイン教室」を実施している。また、平成29年度には市内の良好な景観を集めたパンフレット「船橋市景観80選」を作成し、景観資源の周知を行った。	ホームページなどを見直し、景観に対する意識の醸成を図る。	令和6年度まちなみデザイン教室の実施状況:0回	d	開催依頼がなかったため、実施していない。	開催依頼がないと実施が難しい。例え開催依頼があったとしても、準備や開催当日の人員確保などが難しいのが現状である。	ホームページなどを見直し、景観に対する意識の醸成を図る。	d	C	都市計画課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	環境教育の推進	217	小中学生による市役所(公共施設)訪問や教育施設を活用した学習の支援	小中学校においては生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間等を中心に我々の生活と環境とのつながり、環境保全に関すること、循環型社会の形成に関することなど、横断的に学習が進められている。各校において探究的な学習を進める過程で、公共施設の訪問や科学館や学習館等の活用を奨励していく。	児童生徒が身近な環境と自分たちの生活の関わりに気づき、環境問題を自分事として捉えられるような授業を推奨していく。	各小中学校において、生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間を中心に環境に関する学習に取り組み、身近な環境と自分たちの関わりについて教科横断的に学習が進められた。	c	学習内容については学習指導要領に則り、教科横断的に学習を進めている。ふなばし三番瀬環境学習館以外の科学館や学習館の活用について今後も支援が必要であることからCとした。	特になし	児童生徒が身近な環境と自分たちの生活の関わりに気づき、環境問題を自分事として捉えられるような授業を推奨していく。	c	D	指導課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	環境教育の推進	218	体験活動を通じた環境教育の推進	夏休みを中心に、「親子キャンプ」や「プレーパーク」など青少年キャンプ場の自然を活用したイベントを行い、子どもたちに自然環境を満喫してもらう。	8事業	年間を通じて、青少年キャンプ場の自然を活かした「プレーパーク」や「クラフト工作」等の体験活動を通して、子供たちに自然の中で遊ぶ楽しさや、自然環境の大切さを感じてもらった。	c	参加者に楽しんでもらうため、講師と内容を検討しながらイベントを実施できたが、目標の8事業には届かなかったため評価をcとした。	青少年キャンプ場イベントの参加率や、夏休み期間等の利用率は高いが、普段の利用が少なかったためイベント参加者をリピーターとして自主的な利用へと繋げること。	8事業	b	D	青少年課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	環境リーダーの育成	222	ふなばしエコレジの開催	船橋市の自然を構成する要素である干潟および台地において、環境団体等に講師を依頼し、その教えを受け自然の仕組みや人との関わりについて学ぶ。船橋市に存在する豊かな自然を体験することにより、今後、環境に係わる活動を行っていく意欲を高める。さらに、生物多様性全般についても理解を深めていただく。	7月～9月中旬を避けてフィールドワークを実施する。また、経済と生物多様性の視点から講義を実施する。	7月～9月中旬を避けてフィールドワークを実施し、また、農業と生物多様性に関する講義を新たに実施した。修了生数(卒業生数)は20人で目標に届かなかった。	c	修了生数(卒業生数)は20人で目標に届かなかったため、左記の評価とした。	受講者数が減少しているため、募集時期や広報の方法等について検討が必要である。	募集時期や広報についてより効果的な方法等を検討し、実施する。また、自然環境の理解や体験の促進に関する講義を新たに実施する。	b	D	環境政策課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	環境学習の場所・機会の提供	223	環境に関する講座の実施や環境学習に資する行事・イベントの開催に対する支援	①公民館での環境に関する講座の実施 ②環境に関する出前講座の実施 ③市民向け環境教育の行事・イベント等の後援	(社会教育課) ②③引き続き団体からの申請に基づき、実施していく。 (中央公民館) 各公民館で実施している(または実施予定)の講座等の情報について、最低年2回は公民館のFacebookに掲載する。また、若い世代が環境に興味を引くような魅力ある事業を計画し、参加しやすい夜間や休日に実施する	(社会教育課) ②環境に関する出前講座は7件実施した。 ③の後援件数は4件であった。 (中央公民館) 各公民館において、Facebookを活用し、環境に関する講座の実施状況等を掲載した。休日の事業は実施しているが、夜間の事業等は取り組みが遅れている。	c	(社会教育課) ②団体からの申請に基づき実施したが、昨年度25件のところ、7件(見込)に落ち込んでいる。 ③団体からの申請に基づき実施し、昨年度3件のところ、4件(見込)と同水準である。 (中央公民館) 環境に関する講座について船橋市公民館Facebookで年2回以上の掲載ができており、実施状況等の周知が図れていることからbとした。	(社会教育課) ②③— (中央公民館) 環境に関する講座は、応募が少ない傾向があるので、魅力ある事業を検討していく必要があることSNSを含めた周知活動を引き続き実施していく。また、引き続き夜間の実施等、参加しやすい事業を検討していく。	(社会教育課) ②③引き続き団体からの申請に基づき、実施していく。 (中央公民館) 子どもたち向けにふなばしハッピーサタデー事業や高齢者学級等において毎年1回は環境に関する事業を取り入れる。	b	D	社会教育課・中央公民館

令和6年度 船橋市環境基本計画 個別施策の取組結果及び令和7年度の目標一覧

施策の柱	基本 施策 番号	基本施策	施策	個別 施策番 号	個別施策	具体的な内容	令和6年度の目標	令和6年度 施策の実施、進捗状況	令和6年度 施策の評価 (a～d)	評価に対するコメント	施策展開上の課題	令和7年度の目標	令和5年度 進捗評価 (a～d)	令和5年度 環境状態評価 (S～E)	施策担当課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	自然とふれあう機会の創出	230	川辺や海辺を会場としたイベントを通じた自然環境の保全に向けた意識の向上	千葉県主催による印旛沼流域環境・体験フェアにブースを出展し、水循環再生への広報活動を通じ、意識の向上を図る。	千葉県に印旛沼流域環境・体験フェアの開催の意向を確認し、開催される場合は、ブースを出展し水循環再生への意識向上を図る。開催されない場合は、広報活動に関する調査・研究を行う。	千葉県の主催による印旛沼環境・体験フェアが開催されなかった。	d	千葉県主催のイベントが開催されなかったため、ブースの出展を行うことができなかった。	水循環再生への意識向上のために、より一層の周知をしていく必要がある。	千葉県に印旛沼流域環境・体験フェアの開催の意向を確認し、開催される場合は、ブースを出展し水循環再生への意識向上を図る。	d	D	下水道河川計画課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	13	船橋の環境を担う「ひと」づくり	自然とふれあう機会の創出	232	自然体験学習やレクリエーション事業の充実	公民館主催・共催による、自然の中で行う体験学習やレクリエーション事業の実施	ふなばしハッピーサタデー事業で子どもたち向けに毎年1回は環境に関する事業を取り入れる また、高齢者学級においても同様に環境講座等実施する 若い世代が参加しやすい時間帯に向けた環境講座や自然散策などの事業を各公民館で年1講座は実施する	ふなばしハッピーサタデー事業や高齢者学級等により環境に関する事業を実施した。若い世代向けの事業についてはあまり実施できなかった。	c	ふなばしハッピーサタデー事業で高齢者学級や若い世代向けの事業実施については実施が遅れているのでcとした。	自然の中で行う体験学習やレクリエーション事業の実施においては、職員体制等の確保という課題があり、参加者のニーズを確認し、実施を検討していく。	自然の中で行う体験学習やレクリエーション事業の実施を各公民館ブロックで年1講座は実施する。	b	D	中央公民館
より良い環境をみんなで育む体制づくり	15	協働を促進する「しくみ」づくり	協働に向けた体制の強化	253	学校、NPO、企業、行政等の多様な主体による連携・協働	小中学校においては生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間等を中心に我々の生活と環境とのつながり、環境保全に関すること、循環型社会の形成に関することなど、横断的に学習が進められている。これらの学習を進める中で地域や研究機関等との協働を奨励する。	児童生徒が環境について考えを深める場において、外部講師の活用などを通して地域や他機関と連携するよう推奨していく。	各小中学校において、生活科、理科、社会科、総合的な学習の時間を中心に環境に関する学習を進められた。 総合的な学習の時間においては、アースドクターや環境政策課の職員を招くなど、様々な外部講師を活用した授業展開を行った事例も見られた。	c	各学校において、環境学習を教科または領域において計画的に行うことができた。目的や発達段階に応じて様々な外部講師を活用した授業展開を今後も行っていくことからcとした。	児童生徒の探究をより深めるために、様々な外部講師や出前授業を効果的に授業に取り入れられるよう、推奨する。	児童生徒が環境について考えを深める場において、外部講師の活用などを通して地域や他機関と連携するよう推奨していく。	c	D	指導課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	15	協働を促進する「しくみ」づくり	協働に向けた体制の強化	254	事業者のISO14001、エコアクション21などの認証取得支援	「ISO14001」、「エコアクション21」の認証取得を行った事業者に対し、取得経費の一部を助成する。	年度始めに広報ふなばし、市HP、事業者情報メールにて周知を図り、当該補助金の周知を図り、環境保全の取組を推進していく。	「ISO14001」「エコアクション21」の取得を行った中小企業者に対し、補助金交付を行う工業振興支援事業補助金の運用を行っている。令和6年度もHPや事業者情報メール等により周知を行った。	c	補助金申請はあったが、「産業財産権取得・登録事業」、「試験データ収集事業」等の利用となった。	補助金制度はあるものの「ISO14001」「エコアクション21」に関する利用申請はない。制度周知と併せて、環境保全に取り組むことの必要性を訴えていく必要がある。	年度始めに広報ふなばし、市HP、事業者情報メールにて周知を図り、当該補助金の周知を図り、環境保全の取組を推進していく。	c	D	商工振興課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	15	協働を促進する「しくみ」づくり	協働に向けた体制の強化	256	(仮称)ふなばしエコカレッジ卒業生の体験入団を通じた環境団体の後継者育成	(仮称)ふなばしエコカレッジ卒業生が環境団体へ体験入団する仕組みをつくり、後継者の育成を行う。	令和5年度より多い市民団体と連携して、ふなばしエコカレッジの実習講座を実施する。また、修了生の環境保全活動への参加をより促せるように、エコカレッジのカリキュラムについて検討を加える。	令和5年度と同じ団体と連携してふなばしエコカレッジの実習講座を実施した。ただし、基礎講座内の市民団体の紹介は令和5年度より2団体多い団体数で実施した。修了生の環境保全活動への参加をより促せるように、市民団体と調整し、改善を図った。	c	実習講座で連携した団体数は変わらなかったが、基礎講座で連携した団体数が増加した。修了生の環境保全活動促進に関して改善を図っているが、体験入団人数が目標人数に届かなかったことから、左記の評価とした。	より多くの市民団体と連携し、修了生に多くの選択肢を提示することが必要である。 また、市民団体への活動を含め、環境保全活動を促進するためにはより効果的な動機付けや機会の増加も検討する必要がある。	令和6年度と同数以上の市民団体と連携して、ふなばしエコカレッジの実習講座を実施する。また、修了生の環境保全活動への参加をより促せる仕組みを実施する。	c	D	環境政策課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	15	協働を促進する「しくみ」づくり	協働を促進する制度づくりと活用	258	事業者の環境保全活動(CSR活動)認定制度の創設・運営	・事業者は環境に配慮した取り組みを実施している場合に、市に対して認定申請を行い、市はそれを評価する。 ・認定された事業者メリットとして認定証交付、エコ事業者である「ロゴマーク」を印刷物などに表示できる、また市のホームページで事業所名の紹介や活動内容の紹介等を行いPRをすることができる。 ・認定された事業所は、3年ごとに更新審査を受ける。 ・事業者より毎年、CSR活動の報告書を提出してもらうことで、市として事業者の活動を把握することが可能となる(表彰の推薦のための実績把握ともなる)。 ・ESG投資を検討する企業のために、認定制度により認定された事業者をHP等でPRする。	事業者評価制度について他自治体の情報収集を行い検討を進める。	事業者評価制度について検討を進める。	c	事業者評価制度については実効性のある制度とする必要があるため慎重に検討を進めていく。	他自治体の事例では参加者が少ないようなものもある。	事業者評価制度について他自治体の情報収集を行い検討を進める。	c	D	環境政策課
より良い環境をみんなで育む体制づくり	15	協働を促進する「しくみ」づくり	協働を促進する制度づくりと活用	262	環境美化モデル活動認定制度などによる市民・事業者と市の協働の推進	地域美化活動や不法投棄防止パトロール活動を行った認定団体に対して、ごみ袋の提供、不法投棄やポイ捨て防止を啓発する看板の作成・設置協力、啓発チラシの作成などのサポートを市が行う。	今後も認定団体への支援に取り組むとともに、登録団体の増加を目指し、制度の周知や現登録団体の活動内容をホームページや市公式Twitterなどで紹介する。	環境美化モデル認定活動事業を推進し、市よりごみ袋の提供やごみ収集の協力を行った。 また、令和6年度には1団体の新規登録を行った。	c	制度の周知などは十分にできなかったことから、評価をcとした。	興味をひく効果的な情報発信方法やその内容が課題である。	認定団体への支援に取り組むとともに、様々な媒体を利用し、制度の周知を行う。	c	D	クリーン推進課